

● 私立学校法第 107 条第 1 項第 3 号に規定する書類について

本法人では、私立学校法第 100 条第 1 項に規定する報酬等の支給基準を定める書類として、「学校法人盛岡大学役員・評議員報酬規程」を制定している。

令和 8 年 6 月 11 日開催の理事会において、同規程に定める報酬等の支給基準に変更がないことを確認した。

## 学校法人盛岡大学役員・評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人盛岡大学（以下「本法人」という。）の寄附行為58条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、業務執行理事及びその他の本法人を主たる勤務場所とする理事であって、次の各号に該当する職員理事を除いた者をいう。
- (3) 職員理事とは、本法人の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 常勤監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (6) 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- (7) 職員評議員とは、本法人の職員（学長、校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- (8) 報酬とは、役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (9) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものをいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員に対しては、月額報酬を支給する。
- (2) 評議員に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

### (役員報酬額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬月額及び報酬額は、別表のとおりとする。

- 2 新たに常勤理事又は常勤監事が月の途中において就任もしくは退任した場合でも、当月に該当する報酬は全額支給する。

### (評議員報酬額)

第5条 評議員に対する報酬日額は、別表のとおりとする。

### (常勤理事又は常勤監事の手当)

第6条 常勤理事又は常勤監事には、別表で定める報酬の他、通勤手当及び寒冷地手当を、職員の場合を準用して支給する。

- 2 常勤理事が学校法人盛岡大学管理運営規程第3条に規定する管理監督の地位を兼務し

ても、管理職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等の支給は、特に事情ある場合を除き指定銀行口座への振り込みにより行う。

2 銀行口座に振り込みした場合は銀行の発行する振込金受領書を以て領収書に代える。

(作成、備置き及び閲覧)

第8条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 本法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。

3 本法人は、何人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第9条 本法人は、この規程を本法人のホームページに公表する。

(疑義が生じた場合の取扱い)

第10条 支払報酬の支給に関し、疑義が生じた場合は理事長が決定する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (別表：常勤職員である理事の報酬年額、監事の勤務時間)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (理事長報酬月額の変更及び専任役員の手当新設)

この改正規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (別表：監事の報酬額及び支給方法の変更)

この改正規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (別表：常務理事の報酬額及び非常勤監事の日当額の変更)

この改正規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (別表：理事長の通勤手当支給方法の変更)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (別表：職員を退職後に就任する理事の待遇を追加規定)

この改正規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則 (別表：文言改正「期限付職員」→「任期付職員」)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (理事長報酬月額の変更)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（常務理事報酬月額の改正）

この改正規程は、平成28年8月22日から施行することとし、改正後の別表の適用については、平成28年9月1日からとする。

附 則（別表：理事報酬額及び常勤監事の報酬額並びに支給方法の改正）

この改正規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（別表：理事長、常務理事及び常勤監事の報酬の改正）

この改正規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（規程の改廃の改正）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（学外理事及び非常勤監事並びに学外評議員の交通費に係る改正）

この改正規程は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（私立学校法改正及び寄附行為変更に伴う改正、監事及び評議員の報酬額の改定）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（別表の評議員の報酬支給時期の改正）

この改正規程は、令和7年8月28日から施行する。

別表（第4条及び第5条関係）

区分		支払報酬額と支給方法
1	理事長	月額 900,000 円とし、毎月 21 日に支給する。 通勤費等については、給与規程を適用する。
2	業務執行理事	月額 600,000 円とし、毎月 21 日に支給する。 通勤費等については、給与規程を適用する。
3	非常勤 (学外者)	月額 60,000 円とし、毎月 21 日に支給する。 交通費については、旅費規程により支給する。
	常勤 (職員)	月額 25,000 円とし、毎月 21 日に支給する。
4	常勤	月額 250,000 円とし、毎月 21 日に支給する。 通勤費等については、給与規程に準じ支給する。
	非常勤	月額 40,000 円及び出勤日一日につき 5,000 円とし、毎月 21 日に支給する。交通費については、旅費規程により支給する。
5	評議員	会議に出席した日、一日につき 14,000 円とし、翌月 21 日に支給する。 学外評議員の交通費については、旅費規程により支給する。

(注) 途中で退任等した場合の支給日は、退任した翌月とする。